

## 議案第44号

富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市税条例の一部を改正したいので、地方自治法  
第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市税条例の一部を改正する条例

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。